

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職業訓練の基準等に関する条例施行規則（平成二十四年七月奈良県規則第八号

）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表造園技術科の項中「六月」を「二年」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。